

# 減免申請の方法

## 1. 公民館に関する条例、規則の抜粋

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 59 年規則第 2 号)

(使用料の減免)

第14条 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ

瑞浪市公民館使用料減免申請書(様式第6号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。・・・2. 瑞浪市公民館における自主グループ登録に関する要綱 参照

2 教育委員会は、前項の規定により使用料の減免を承認したときは、瑞浪市公民館使用料減免承認書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

3 前項に規定する使用料の減免は、次のとおりとする。

一 使用料を免除するもの

- イ 市の機関、教育委員会及び教育機関が使用するとき
- ロ イの機関の所管する団体等が使用するとき
- ハ 瑞浪市社会福祉協議会が使用するとき

二 使用料(冷暖房及び附属設備の使用料を除く。)の10分の5に相当する額を減額するもの。

- イ 国若しくは地方公共団体が使用する場合
- ロ 市又は教育委員会が共催して使用する場合

三 使用料(冷暖房及び附属設備の使用料を除く。)の10分の2に相当する額を減額するもの。  
教育委員会が認めた生涯学習団体

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が公益上必要があると認めるときは使用料を減免することができる。

5 前2項の規定により減額する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

陶公民館使用料 別表 (10分の2に相当する額を減免した場合)

区 分	使 用 料							
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後9時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後9時	午前9時 ～午後9時	延長 1時間毎に	冷暖房 1時間毎に
多目的ホール	1,200	1,520	1,680	2,480	2,880	4,000	640	1,000
体育室	1,200	1,520	1,680	2,480	2,880	4,000	640	なし
和 室	640	800	960	1,280	1,600	2,160	320	300
調理実習室	1,120	1,520	1,520	2,400	2,720	3,760	560	1,000
会議室	800	960	1,120	1,600	1,840	2,560	400	300
研修室 第1	480	640	800	1,040	1,280	1,760	240	300
研修室 第2	400	400	480	720	800	1,120	160	300

## 2. 瑞浪市公民館における自主グループ登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瑞浪市の公民館における自主グループ(以下「グループ」という。)登録について、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の申請)

第2条 公民館にグループの登録をしようとする者は、本要綱に同意のうえ、公民館長に登録申請書を提出しなければならない。

…3. 陶公民館利用クラブ登録申請書及び陶公民館利用クラブ会員名簿 参照

### (登録の認定)

第3条 公民館長は、前条の規定により提出された申請書に基づき、次の各号の全てに該当するときは、グループとして認定するものとする。ただし、公民館長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 営利を目的とする事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他利益事業を援助しないこと。
- (2) 特定の政党の利害に関する行事を行い、または、公私の選挙に関し特定の候補者を支持しないこと。
- (3) 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派もしくは教団を支持しないこと。
- (4) 公民館講座終了後、引き続き自主的に活動を続ける団体もしくは、公民館で1年以上のサークル活動をしていること。
- (5) 自主的に運営され、継続的に活動し、活動はすべて公開されていること。
- (6) 市内在住者または在勤者を主たる構成員とし、おおむね10名以上の会員を有していること。
- (7) 特別な理由なく加入希望者の入会を断らないこと。

### (遵守事項)

第4条 公民館の登録認定を受けたグループは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公民館等が実施する事業等には、積極的に協力すること。
- (2) グループは、公民館に事業報告を求められた時は速やかに報告しなければならない。

### (援助)

第5条 公民館は、グループの求めに応じて、次の各号に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 公民館の使用については、使用料を通常料金の20%を減額する。ただし、冷暖房費及び付属設備代は減免しない。
- (2) 公民館講座終了後、引き続き登録した自主グループの公民館使用料は講座を開催した回数分までを無料とする。ただし、開催回数10回を超える場合は10回分までを限度とする。
- (3) 求めに応じて、運営に関する指導助言ならびに活動のために必要な援助を可能な範囲において行う。

### (登録期間)

第6条 グループの登録期間は当該年度とする。

### (認定の取り消し)

第7条 公民館長は、グループが本要綱に違反したときは、認定の取り消しをすることが出来るものとする。

### (その他)

第8条 公民館はグループについての問い合わせを受けた時は代表者等の連絡先を公表することができる。ただし、グループから公表の不可の連絡を受けたときはこの限りではない。

# 陶公民館利用クラブ登録申請書

私たちは平成23年度、下記のとおりクラブを結成（継続）しましたので、瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第10号）第12条及び瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和59年規則第2号）第15条の、生涯学習団体として認可されますよう申請します。

瑞浪市教育委員会 様

平成 年 月 日

クラブ名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

## 年間利用計画

月	利用予定日	講師・助言者	学習内容・活動内容	会場
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

会費	月・年	円	入会金の有無	有・無	円
講師（助言者）の謝礼	月・回	円	その他		

※公民館利用登録クラブは、自主運営をするものでなければならない。

※公民館利用登録クラブは、趣味・教養・健康づくりなどの学習を目的として結成されたもので、営利を目的とした活動をしてはならない。

※利用日については、公民館行事や町の行事を優先し調整することがある。

## 平成23年度 陶公民館利用クラブ会員名簿

クラブ名

番号	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

- ※ 団体の代表者は、備考欄に◎印を記し住所は番地まで正確に記入してください。
- ※ 会員数が25人以上になる場合は、別紙に記入してください。
- ※ 会員数は、5名以上を必要とします。